

こんにちは
都税事務所です

消費税率引上げ時期の変更に伴う 法人事業税・特別税・都民税の税率について

消費税率引上げ時期が変更されたことに伴い、地方法人特別税の廃止と法人住民税法人税割の税率改正も平成31年10月1日以後に開始する事業年度からに変更されます。

平成26年10月1日から平成31年9月30日までに開始する事業年度については、下記の税率が適用されます。(外形標準課税対象法人は除きます。)

平成29年第一回東京都議会定例会において、東京都都税条例等の一部を改正する条例が可決された場合に適用されます。

I 法人事業税・地方法人特別税の税率 (外形標準課税法人を除く)

区分	法人の種類	所得等の区分	税率				
			平成26年10月1日から平成31年9月30日までに開始する事業年度		平成20年10月1日から平成26年9月30日までに開始する事業年度		
			標準税率	超過税率	標準税率	超過税率	
法人事業税	普通法人、公益法人等、人格のない社団等	所得割 適軽用減税法税率	年400万円以下の所得	3.4	3.65	2.7	2.95
			年400万円を超え年800万円以下の所得	5.1	5.465	4	4.365
			年800万円を超える所得	6.7	7.18	5.3	5.78
	軽減税率不適用法人						
	特別法人	所得割 適軽用減税法税率	年400万円以下の所得	3.4	3.65	2.7	2.95
			年400万円を超える所得	4.6	4.93	3.6	3.93
軽減税率不適用法人							
収入金額を課税標準とする法人	電気・ガス供給業又は保険業を行う法人	収入割	0.9	0.965	0.7	0.765	
特別税	基準法人所得割額		外形標準課税法人以外の法人	43.2	—	81	—
	基準法人所得割額		—	43.2	—	81	—

※ 外形標準課税対象法人の税率については、東京都主税局ホームページをご覧ください。か、荒川都税事務所にお問い合わせ下さい。

II 法人都民税 (法人税割) の税率

区分	税率 (%)				
	平成26年10月1日から平成31年9月30日までに開始する事業年度		平成20年10月1日から平成26年9月30日までに開始する事業年度		
		標準税率	超過税率	標準税率	超過税率
23区内に事務所等がある場合		12.9	16.3	17.3	20.7
		道府県民税相当分 3.2 + 市町村民税相当分 9.7	道府県民税相当分 4.2 + 市町村民税相当分 12.1	道府県民税相当分 5 + 市町村民税相当分 12.3	道府県民税相当分 6 + 市町村民税相当分 14.7
市町村に事務所等がある場合		3.2	4.2	5	6

法人と利子割について

平成28年1月1日以後に法人に支払われるべき利子等に係る利子割が廃止されました。

これにより、都民税 (法人税割) からの控除の扱いもなくなりました。

平成29年1月発送のプレプリント申告書から「利子割額の控除・充当・還付に関する明細書 (第9号の2様式)」と「利子割額の都道府県別明細書 (第9号の3様式)」は送付しておりません。